ストレスチェック制度 自主点検シート

倒く人の2	くンシル	ヘルス・	・ホーツ	レサイト		
22	3	の	耳	★ ホーム	♥ はじめての)方/

自社のストレスチェック制度が、関係法令に基づき適正に実施されているかこのシートで確認できます。



♣ 部下を持つ方へ





詳しくは、労働安全衛生規則やストレスチェック制度指針などの内容がまとめられている「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(令和3年2月改訂版)をご確認ください。

マニュアルの参照ページは、以下の「参照P」に示しています。

マニュアルやストレスチェック制度に関する実施ツールは、「こころの耳 (働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト:厚生労働省)」 に掲載されており、ダウンロードすることができます。

	順序	決定事項	留 意 事 項	参照
	衛生委員会での審議 は実施しています か?	□ 実施している□ 実施していない [要改善]	ストレスチェック制度を円滑に実施するために、衛生委員会において次の事項を審議します ① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法並びにストレスチェック制度の実施体制及び実施方法に関すること ② ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の実施方法に関すること ③ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱いに関すること ④ ストレスチェック結果の記録の保存方法に関すること ⑤ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法に	P11
	会議中		関すること ⑥ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法に関すること ⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法に関すること ⑧ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できることの趣旨の周知方法に関すること ⑨ 労働者に対する不利益な取扱いの防止に関すること	
2	事業者による方針表明 は実施していますか?	□ 実施している□ 実施していない [要改善]	事業者が、ストレスチェック制度に関する基本方針を表明します。 安全衛生計画や新年度に向けての経営方針と同時に発表することが効果的です。年度ごとに安全 衛生方針を定めている場合、その方針の中にストレスチェック制度の内容を含めることも一つの方	
3	実施規程を策定して	 □ 策定している	法です。 ストレスチェック制度を実施するにあたって、実施体制、実施方法、集団ごとの集計・分析、記	
	いますか?	 □ 策定していない <mark>〔要改善</mark> 〕	録の保存、情報管理などについて、実施規程を策定します。 ※ 「ストレスチェック実施規程(例)」参照	P16
4	ストレスチェック制	□ 決めている	制度全体を管理する実務担当者を決めます。 この担当者は、実施計画の策定、産業医や委託先の外部機関との連絡調整、実施の管理等の実務	P23
度担当者を決めて ますか?		担当者氏名:	を行うこととなるため、できるだけ衛生管理者やメンタルヘルス推進担当者の中から指名します。	
		□ 決めていない (要改善)		
	実施者・実施事務従事	□ 決めている	1 検査の実施者を次に該当する者から決めます。 ① 医師 (産業医が望ましい)	P2
• •	者を決めていますか?	実施者氏名:	② 保健師 ③ 検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	
		事務従事者氏名:	④ 平成27年11月30日において、労働安全衛生規則第13条第1項に規定する労働者の 健康管理等の業務に該当する業務に従事した経験年数が3年以上である看護師又は精神福祉 士	
		□ 決めていない (要改善)	2 検査の事務を行う実施事務従事者を、次の事項に留意し決めます。 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務には従事できません。	
		◆ 外部委託している場合でも、右記に留意し委託先にまかせっきりにならないようにしましょう。	大事権なし 人事権なし 人事権なし ストレスチェックの「実施の事務」に に 従事可能	
	ストレスチェック調 査票は何を使用して いますか?		調査票は、労働安全衛生規則の規定により、次の3つの領域に関する項目を含む必要があります。 ① 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目 ② 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目 ③ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目	P3:
		□ その他 ()	独自に調査票(調査項目)を決めることに問題はありませんが、選定する項目に一定の科学的な 根拠が求められるので、調査票は、職業性ストレス簡易調査票を用いることが望ましい。 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」は、職業性ストレス簡易調査票に基づくもの となっています。	
7	実施時期を決めてい	□ 1年以内ごとに1回定期に実施するこ	1 定期健康診断と同時に実施する場合は、ストレスチェックには労働者に検査を受ける義務がないこと、検査結果は本人に通知し、本人の同意なく事業者に通知できないことに留意する必要が	P29
	ますか?	ととしている □ 決めていない 〔要改善〕	あります。 2 ストレスチェックは、集団的な分析を行うことから、少なくとも集計・分析の単位となる集団について同時期に行うことが望まれます。	
8	結果の通知方法はど	□ 封書、電子メールで個別に通知してい	1 結果は、ストレスチェック実施後、実施者または実施事務従事者から遅滞なく(結果出力後速やかに)受検者本人に通知します。	P4
	のようにしています	る	2 結果を通知する際には、他の者に見られないよう、封書又は電子メール等で労働者に個別に通	
	か?	□ その他 ()	知しなければなりません。 3 通知の内容は次の事項で、このうち、①のア〜ウについては必ず通知しなければならないもの	
		□ 他の者にもみられる状態で通知してい	で、②及び③は通知することが望ましいものです。 ① 個人のストレスチェック結果	
		る 〔要改善 〕 	ア 個人のストレスプロフィール イ ストレスの程度	
			ウ 面接指導の対象者か否かの判定結果 ② セルフケアのためのアドバイス	
			③ 事業者への面接指導の申出方法(申出窓口)	
9	<u></u> 結果を事業者へ提供	□ 書面、電磁的記録によっている	(①で面接指導の対象とされた者に限る。) 1 同意の取得は、労働者が個々に同意したことの証拠を残し、後で客観的に確認できる必要があ	P10
_	する場合、同意の取得		るため、書面または電磁的記録によって行う必要があります。(その記録は、事業者が5年間保存するようにします。)	
			2 包括同意やオプトアウト方式による同意取得(全員に対して、期日までに不同意の意思表示を	
	方法はどのようにし		しない限り、同意したものみなす旨通知し、意思表示のない者は同意したものとみなす方法) は	

順序	決定事項	留 意 事 項	参照 P
ない場合は不要)		りますので、その情報が労働者に提供されていないストレスチェック実施前又は実施時の同意取 得や、あらかじめ同意した労働者だけを対象にストレスチェックを実施することは不適当です。	
10 結果の記録・保存方法 はどのようにしていますか?		 	P62
11 面接指導の申出窓口を決めていますか?	□決めている	した調査票原票は必ずしも保存しておく必要はありません。 ① 個人のストレスチェックのデータ ② ストレスの程度(高ストレスに該当するかどうか示した評価結果) ③ 面接指導の対象者か否かの判定結果 面接指導の申し出がしやすくなるように、事業者に申出る際の窓口を産業医などの産業保健スタッフとすることや外部機関とすることも可能です。その場合、申し出のあった旨を事業者に伝えることをあらかじめ労働者に伝えておきます。	P50
を伏めていまりが!	部署・窓□担当者:□ 決めていない [要改善]	ことをめらかしめ労働者に伝えくおさます。	
12 面接指導を行う医師を決めていますか?	面接指導を行う医師:	1 面接指導を実施する医師は、産業医又は事業場において産業保健活動に従事している医師が推 奨されます。 2 面接指導は精神疾患の診断や治療を行うものではありませんので、必ずしも精神科医や心療内 科医が実施する必要はありません。 3 面接指導は申出があってから概ね1月以内に実施する必要があります。 4 面接指導は原則的には就業時間内に設定します。日時の設定に関しては、曜日や時間帯を柔軟	P65
面接指導の実施と対応はスムースにできましたか? 面接指導の流れ	□ 決めていない [要改善] □ できた □ できなかった [要改善] どの部分ができませんでしたか?	にして、対象者が面接指導を受けやすい環境を整える配慮が必要です。 5 面接指導は、ストレスチェックの3項目に加えて、次の事項について医師が確認することとなります。 ① 当該労働者の勤務状況 ② 当該労働者の心理的な負担の状況 ③ その他当該労働者の心身の状況 6 面接指導を実施した医師から、遅滞なく(遅くとも1月以内)就業上の措置の必要性の有無及び講ずべき措置の内容等の意見を聴きます。 7 面接指導を実施した医師の意見を勘案し、就業上の措置を決定する場合は、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られるよう努めるとともに、	
④ 医師からの意見聴取 → ⑤ 必要に応じ就業上の措置 ⑥ 結果の記録と保存		労働者に対する不利益な取扱いにつながらないよう留意しなければなりません。 8 職場環境の改善に関する意見は、人事労務管理に関わるものが多いため、人事労務担当者や管理監督者とも連携して対応することが重要です。 9 面接指導の実施結果の記録を作成し、これを5年間保存します。 ※ 「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル」が、厚生労働省ホームページに掲載されています。	
13 集団ごとの集計・分析を実施しましたか? 集計・分析結果に基づき職場環境の改善を実施しましたか?	□ 実施していない□ 実施した	1 集団ごとの集計・分析は、実施者(実施事務従事者含む。)において実施します。 2 集団ごとの集計・分析は、個人ごとの結果を特定できないため、労働者の同意を取らなくても実施者から事業者に提供しても差し支えありません。ただし、集計・分析の単位が10人を下回る場合には個人が特定されるおそれがあることから、集計・分析の対象となる労働者全員の同意がない限り、集計・分析結果を事業者に提供することはできません。 3 集団ごとの集計・分析は、経年変化をみて職場のストレスの状況を把握・分析することも重要であることから、事業者が5年間保存することが望ましい。 4 事業者は産業医と連携しつつ、集団ごとの集計・分析結果を、各職場における業務の改善、管理者向け研修の実施、衛生委員会における具体的な活用方法の検討などに活用します。 5 集団ごとの集計・分析結果は、集計・分析の対象となった集団の責任者にとってはその当該事	P83
4 A VILE IN THE PROPERTY. HOW THEN IN-		業場内における評価等につながり得る情報であり、無制限にこれを共有した場合、当該責任者等に不利益が生じるおそれもあることから、事業場内で制限なく共有することは不適当です。 ※ 集団ごとの集計・分析の作業について、国が標準的な項目として示す「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)又は簡略版(23項目)を使用する場合は、厚生労働省ホームページに掲載されている「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」の集計分析機能及び出力機能を使うことができます。 1年以内にごとに1回、定期に、電子情報処理組織を使用して、検査及び面接指導等の結果につ	Pos
14 結果を所轄監督署長 に報告していますか?	□ 報告している□ 報告していない (要改善)	1年以内にことに1回、定期に、電子情報処理組織を使用して、検査及び面接指導等の結果について、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。	P98 (未改正)
15 不利益な取扱を行って いませんか?		 1 ストレスチェックを受けないこと、結果を事業者に提供することを同意しないこと、面接指導の要件を満たしているが面接指導の申出を行わないことを理由として不利益な取扱を行ってはなりません。 2 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱を行ってはなりません。 3 面接指導の結果を理由として、解雇、契約の更新をしないこと、退職勧奨などを行ってはなりません。 	P100